山口宇部空港供用規程

空港法(昭和31年法律第80号)第12条第1項の規定に基づき、山口宇部空港供 用規程を次のとおり定める。

第1章 山口宇部空港が提供するサービスの内容

(運用時間等)

- 第1条 山口宇部空港(以下「空港」という。)の運用時間は、午前7時30分から午後9時30分までとする。ただし、空港管理者は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。
- 2 空港の運用時間外に航空機の離着陸のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ空港管理者の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、空港の施設を使用するときは、当該施設が航空機の離着 陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。
- 4 空港の航空旅客取扱施設等の営業時間及び駐車場の利用時間については、別紙のと おりとし、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、そ の内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(空港の概要)

- 第2条 空港の概要は、次のとおりである。
 - 一 滑走路は、長さ2,500m×幅45mである。
 - 二 単車輪荷重は、43トンである。
 - 三 エプロンは、13バースであり、内訳は、次のとおりである。
 - イ Aエプロンは、長さ315m×幅135mであり、大型航空機用3バース、中型航空機用1バース、小型航空機用1バースである。
 - ロ Bエプロンは、長さ80m×幅78mであり、小型機用8バースである。
 - 四 ILS施設(計器着陸装置)は、1式(07側)あり、運用カテゴリーは、カテゴリーIで、精密進入灯システムである。

(空港が提供するサービスの内容に関する情報)

- 第3条 次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別紙のと おりとし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。な お、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。
 - 案内所その他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
 - 二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他空港に関する情報

第2章 サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項

(航空機による施設の使用)

第4条 航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、航空機の種類その他の規則で定める事項を空港管理者に届け出なければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。

(重量制限)

- 第5条 前条の規定により空港の施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が43トンを超えることとなる場合は、空港の施設を使用してはならない。ただし、空港管理者の許可を受けた場合は、この 限りでない。
- 2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。
 - 一 主脚が単車輪の場合 0.45
 - 二 主脚が複車輪の場合 0.35
 - 三 主脚が複複車輪の場合 0.22
 - 四 主脚が四脚四輪の場合 0.09
- 3 空港管理者は、第1項ただし書の規定により許可をする場合には、空港の施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならない。

(停留等の制限)

第6条 使用者は、空港管理者が指定する場所以外の場所において、航空機を停留させ、 又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(給油作業等の制限)

- 第7条 空港における航空機の給油又は排油については、次の各号に定めるところにより、作業を行わなければならない。
 - 一 次の場合には、航空機の給油又は排油を行わないこと。
 - イ 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合
 - ロ 発動機が運転中又は加熱状態にある場合
 - ハ 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、旅客が航空機内にいる場合
 - 二 給油又は排油中の航空機の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件を使用しないこと。

(空港への入場の制限)

第8条 空港管理者は、空港の管理上支障があると認めるときは、空港への入場を制限 することができる。

(制限区域)

第9条 滑走路、誘導路、エプロンその他空港管理者が標示する制限区域には、空港管理者が必要があると認める者を除き、立ち入ってはならない。

(車両の使用及び取扱いの制限)

第10条 空港において車両の使用又は取扱いをする者は、空港管理者が指定する場所 以外の場所において車両の運転若しくは駐車又は車両の修理若しくは清掃をしては ならない。ただし、空港管理者が必要があると認める場合は、この限りでない。

(禁止行為)

- 第11条 空港においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 空港管理者の許可を受けないで、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
 - 二 空港管理者が指定する場所以外の場所に、可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
 - 三 空港管理者の許可を受けないで、裸火を使用し、又は空港管理者が禁止する場所において喫煙すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、空港の機能を損なうおそれのある行為をすること。

(着陸料等の徴収)

第12条 県は、使用者から着陸料又は停留料(以下「着陸料等」という。)を徴収する。 ただし、停留料については、空港における航空機の停留時間が3時間未満である場合 は、この限りでない。

(着陸料等の減免)

第13条 空港管理者は、特別の理由があると認めるときは、着陸料等を減免することができる。

(違反者に対する措置)

- 第14条 空港管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。
 - 一 第6条の規定に違反して、航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若 しくは貨物の積卸しを行った者

- 二 第7条の規定に違反して、航空機の給油又は排油の作業を行った者
- 三 第9条の規定に違反して、滑走路、誘導路、エプロンその他空港管理者が標示する制限区域に立ち入った者
- 四 第10条の規定に違反して、車両の運転若しくは駐車又は車両の修理若しくは清 掃を行った者
- 五 第11条の規定に違反して、禁止行為を行った者

附則

- この山口宇部空港供用規程は、平成21年8月15日から施行する。 附 則
- この山口宇部空港供用規程は、平成28年6月28日から施行する。